

**総論：良好な景観形成を進める上での基本的な考え方**

良好な景観を保全・創出するためには、地形、歴史など地域が持つ背景を把握し、地域が自らの景観資源を踏まえた、地域のストーリー（景観要素の積み重ねや関連性）を見出すことから始めることが重要。その上で、定性的な景観形成基準についての確に解釈し、景観協議を行うことが重要。

- 地域の景観に関するデータや情報に基づく調査を行い、その調査プロセスや調査結果を関係者間できちんと理解・共有し、景観の目標像を共有した上で、取り組むことが望ましい。その際、行政区域にこだわらず、地形的又は歴史的に見て、一体として捉えられる区域となる「景域」に配慮すべき。

**論点1：広域的観点からの都道府県の調整機能等**

景観法上、市町村が景観行政団体に移行すると、都道府県の権限や役割は縮小するが、広域自治体としての都道府県や国の役割を見直すことは極めて重要。

- 広域的な景観形成にあたっては、関係する市町村が同じ景観像を共有し、景観計画作成の際の拠り所とすることができるよう、広域的な景観全体を対象とした、いわば「景域マスタープラン」を複数市町村が共同で、あるいは都道府県が作成することが望ましい。
- 組織体制やノウハウが不十分な市町村が景観行政団体である場合、都道府県が主導する等、継続的、積極的に、景観行政団体である市町村と連携できるようにすることが望ましい。
- 景観が都道府県の行政区域を越える場合や世界遺産をコアにした景観形成の場合等では、国の関与する仕組みを検討することも考えられるが、地方分権の流れや景観法の体系にも鑑みつつ、今後の適切な役割分担や連携の観点を含めて、更なる議論が必要。

**論点2：景観協議のあり方**

景観協議について、その実施のタイミング・期間、方法、協議参加者など、様々な観点からそのあり方を見直すことで、より効果的な景観誘導を図ることができる。

- 事前協議は、計画の熟度の低い段階において、建築等の行為に関する設計のコンセプトを事業者と景観行政団体の間で確認的に共有するなどの場合には、事業者、景観行政団体双方にとってメリットがあるが、法定の手続きとすることも可能ではないかとの考えもあることから、引き続き、景観行政団体の運用の実態の注視が必要。
- 景観計画や景観形成基準の背景となる動機や理由、目標を明確にし、共有しておくことが必要。また、定量的な基準への適合はもちろん、周辺も含めた景観の質的向上に資するよう、定性的な基準への適合も含めて、創造的な景観協議を進めるべき。その際、専門家の参画、現場でのシミュレーション等の工夫や、市民による監視の活用等が重要。
- 届出制度の実効性の向上のため、できるだけ早期の届出に向けて関連部局間での情報共有や連絡体制の構築を図ることが望ましい。また、幅広く専門性の高い知識や経験を有する行政職員の育成を図り、切れ目のない景観行政の促進を図ることが重要。

**論点3：景観を資産として捉えることによる地域価値の向上**

持続的に景観を良好にすることが、そのまちや地域の価値の向上につながることを住民が認識できるようにすべき。

- 地域の景観は、その土地における生業・祭事・伝統芸能等の営みを守っていくことで保全されるが、例えば、景観のきれいな場所で開催されるイベント時に清掃活動を併せて行うなど、新たな営みを生み出すことで、景観の保全・創出が図られることも考えられる。
- 良好な景観は、地域を再生・活性化させる可能性を有する貴重な資産として捉えるべきあり、その保全・創出は、外部経済の発生も含め、地域の経済的価値を向上させる大きな要因となり得ることから、景観政策は経済政策の面からも重要。
- コンパクトシティへ都市構造を転換していくには、今後数十年先を視野に入れて、政策的に集約を進める地域では引き続き魅力を向上させながらも、集約を進める地域の外側を中心に、空家の除却や空き地の植栽など、言わば「つくらない景観」としての視点も有効。

**論点4：法制定以降に顕在化してきた景観課題への対応**

法制定以降に顕在化してきた景観課題について、社会経済状況の変化を踏まえ、適宜適切に対応すべき。

- 景観上支障となる携帯電話の中継アンテナや太陽光発電設備について、すでに多くの景観行政団体に適切に対応が行われつつあるが、その他の景観行政団体でも景観の保全による公益と景観以外の公益とのバランスを踏まえつつ、先事例を参考に、地域の実情に応じて、適切に対応を図ることが重要。
- 屋外広告物については、まちの賑わいの創出に資する景観構成要素や景観を維持するため一定の広告収益を確保できる手法と捉えることができ、地域のブランディング要素として活用するなど、屋外広告物のあり方を考えることが重要。また、景観上、安全上の観点から、引き続き、維持管理を含めて屋外広告物の適正化を図ることが必要。
- 公共土木工事における景観の配慮については、良好な景観の保全・創出のためにも、地方公共団体を含めて事業者に対する景観への意識を徹底すべき。